

公募に関する質問及び回答一覧

Q.質問事項	A.回答	質問受付日
1 整備予定地は生産緑地であるが、相続発生のため解除の予定である。公募の申込時に解除手続きについてはどこまで進んでいる必要があるか？また、必要書類はあるか？	整備予定地はグループホーム建築に必要な許認可が確実に得られることが必須です。応募時点で生産緑地の解除手続きが完了していない場合は、関係機関との協議状況及び今後の予定を記載した書類を提出してください（様式は自由ですが、日付、確認事項、関係機関名、協議、予定の内容を記載してください）。なお、生産緑地の解除の時期については、事業者決定後、東京都の補助金申請において必要とされる時期までに解除していただくこととなります。	9月2日
2 オーナー創設型で補助金利用の場合、建築業者の決定に入札が必要か、または見積り合わせで良いか？	「建築業者の決定」に際しては、金額が大きいことが見込まれるため、契約の透明性、公平性の確保及び確実な契約履行を確保する観点から、入札手続きが必要となります。※補助金の要件については、東京都の補助要綱をご確認ください。令和7年度は、「令和7年度認知症高齢者グループホーム整備促進事業補助要綱」として東京都福祉局のホームページに掲載されております。	9月2日
3 申請者が「介護保険法第78条の10第8号及び介護保険法第115条の19第11号」に該当する場合、今回の公募にエントリーできるか？	介護保険法第78条の2第4項第8号及び第115条の12第8項で、「申請者が、指定の申請前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき」は指定申請ができないこととなっております。介護保険法第78条の10第8号及び介護保険法第115条の19第11号は不正請求に係る規定となりますので、当該条項に該当する場合は、エントリーすることができません。	9月3日
4 公募要項3ページ「7 公募の手続き(1)指定申請に関する提出書類一覧」に記載のある「ニ 建築確認済証写し」について、新築の場合、「建築確認済証」を事前相談時までに提出するのは、スケジュール的に難しいと思われる。事前相談時に間に合わなくても問題はないか？	建物を新設する場合など、応募時に建築確認済証の写しの用意ができない場合は、応募時点での関係機関との協議状況及び今後の予定を記載した書類を提出してください（様式は自由ですが、日付、確認事項、関係機関名、協議、予定の内容を記載してください）。なお、この場合の建築確認済証の写しの提出は、公募の結果決定後の予定として差し支えありません。	9月3日
5 公募要項7ページ「11 整備に係る補助金について」について、オーナー創設型で、オーナーが整備補助金を活用しないという希望の場合、公募のエントリーはできるか？	補助金の活用は応募の必須要件ではないので、エントリー可能です。	9月3日

	Q.質問事項	A.回答	質問受付日
6	公募要項7(1)⑤へ「現在運営している施設または事業に関する資料」について、どの範囲で提出したらよいか？	運営法人が東京都及び隣接他県で運営している施設・事業が分かる資料のご提出をお願いいたします。	11月5日
7	「建物賃貸借権登記の同意書」に記載すべき内容について	<p>以下の項目の記載をお願いいたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同意書を取り交わした日付 ・賃借人、賃貸人の情報 ・対象物件について賃借権登記をすることに同意する旨 ・対象物件（所在地、構造、床面積等） ・物件の使用目的 	11月5日
8	公募要項7(2)⑤ハ「収支シミュレーション、積算根拠」は、法人・オーナーそれぞれが作成する認識で合っているか？	法人・オーナーそれぞれに作成をお願いいたします。	11月5日
9	予算残高証明書とは？	要項の記載に誤りがありました。正しくは「預金残高証明書」です。法人・オーナーそれぞれのご提出をお願いいたします。	11月5日
10	介護施設等の施設開設準備経費等支援事業補助金の申請期限はいつか？	令和9年9月開設予定の場合、例年通りの手続きスケジュールであれば令和9年1月が東京都への申請締切となります。事業者から市へ申請いただき、その後市から東京都へ申請する流れになります。東京都の申請締切に間に合うよう、事業者から市への申請は令和8年11月～12月頃に行っていただくことになると思われます。	11月5日
11	公募要項10(3)①「共有名義の土地における整備は認められない」とある。検討している土地は親子（母・息子）共有名義のものである。母が逝去した場合には、母所有分を息子に相続させることを遺言公正証書に記している。共有名義のままで整備したいが、認められるか？	要項のとおり、単独名義の土地における整備を原則としておりますが、事業の安定的な継続に支障がない場合、共有名義の土地において整備することは可能です。しかし、補助金の審査は別途都において行われます。都に問合せたところ、共同名義での申請は可能であるが、遺言公正証書を理由に必ずしも補助が通るわけではなく、その計画においてグループホームの安定した継続的運営が担保できているかが重要となる旨回答がありましたので、ご留意ください。	11月5日
12	指定申請時に検査済証は必要か？	検査済証の提出は必須ではありませんが、建物の法適合を事業者側でご確認の上、申請いただいております。	11月13日
13	工事費積算見積書と収支シミュレーションが一体となっていてもよいか？	問題ございません。	11月13日

	Q.質問事項	A.回答	質問 受付日
14	預金残高証明書について（オーナー）	金融機関が発行する預金残高証明書をご提出ください。 自己資金として充当する予定の金額を証明できる範囲のご提出をお願いいたします。補助金の交付・事業ローンの融資前に工事費等の支払いが発生する場合やローンの事務手数料等の負担がありましたら、計画表に記載をお願いいたします。	11月13日